



2026年 3月10日

各 位

会社名 ReYuu Japan株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO
重富 崇史
(東証スタンダード: 9425)
問合せ先 執行役員 企画管理部長
武本 遼祐
電話番号 03-6230-9388
URL <https://www.reyuu-japan.com/>

第4回新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月10日開催の取締役会において、会社法第236条、会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価値にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は、付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、中長期的な業績拡大及びガバナンス向上を通じた企業価値の増大を目指しており、特に取引基盤の拡充、調達体制の高度化及び海外取引の拡大等を通じた事業規模の拡大を重要な経営課題として位置付けております。これらの成長戦略を着実に実行し、持続的な企業価値の向上を実現していくためには、経営陣（取締役（監査等委員を含む）及び執行役員）が当社の中長期的な業績拡大および株主価値の向上に対して強い当事者意識を持ち、株主の皆様と同様の視点で企業価値の向上に取り組むことが重要であると考えております。

このような観点から、当社の取締役（取締役（監査等委員を含む）及び執行役員）に対して中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との利益共有を一層促進することを目的として、本有償ストックオプションを発行するものであります。

また、本新株予約権は有償での引受けとすることにより、付与対象者自らが株価変動リスクを負担する仕組みとしております。さらに、株価が一定水準を下回った場合には強制行使義務が発動する条件を付すことにより、株価下落局面においても経営陣（取締役（監査等委員を含む）及び執行役員）が既存株主と同様の経済的リスクを負担する設計としております。

当社は、事業規模の拡大を通じて持続的な売上成長及び収益力の向上を実現し、企業価値の向上につなげていくことを中長期的な経営目標としており、本有償ストックオプションは当該目標の達成に向けたインセンティブとして位置付けております。

なお、当社は譲渡制限付株式（RS）制度も導入しております。RSは一定期間の継続勤務を前提として株式を付与することにより、役職員の中長期的な企業価値向上へのコミットメントを高めるとともに、株主の皆様との利益共有を促進することを目的とするものです。これに対し、本有償ストックオプションは、付与対象者が自ら払込金額を負担するとともに、株価が一定水準を下回った場合には強制行使義務が発動する条件を付すことで、株価水準に対する経済的な当事者意

識を醸成するインセンティブとして位置付けております。このように、RSは中長期的な企業価値向上へのコミットメントを促す制度として、本有償ストックオプションは株価水準に対する強い当事者意識を醸成する制度として、それぞれ異なる役割を担うものです。

当社の取締役及び従業員に対して発行する本有償ストックオプションについては、「Ⅱ. 新株予約権の発行要綱7. 新株予約権の内容(6) 新株予約権の行使の条件」に記載の通り、本新株予約権の新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に当社普通株式の終値が10営業日連続して行使価額の40%を下回った場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を義務付けており、付与対象者である当社の取締役及び従業員が当社株価下落に対する一定の責任を負うことで、株価変動リスクを既存株主の皆様と共有するスキームとなっております。行使義務の発動水準を本新株予約権の行使価額の40%を下回った場合と設定した理由といたしましては、当社株式の過去の株価推移及び市場環境における通常の株価変動を踏まえ、短期的な株価変動によって容易に発動することは避けつつ、企業価値の大幅な毀損が市場から認識される水準において発動する設計とすることが適切であると判断したためであります。当該水準は、一般的な株価変動の範囲を大きく超える水準であり、株価が当該水準まで下落した場合には企業価値の大幅な低下が生じている可能性が高いと考えられることから、経営陣（取締役（監査等委員を含む）及び執行役員）が株主と同様の経済的リスクを負担することで、企業価値の維持・向上に対する強い責任意識を持つインセンティブとして適切な水準であると判断しております。

なお、本新株予約権について発行要項にて以下の点を特に定めております。

- ・割当者は、新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。
- ・発行要項8. (1) (2) の内容を除いて、当社は新株予約権を取得することはできない。
- ・割当者は権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に新株予約権を行使することができるものの、退職等でこれら地位を保有しなくなった場合でも、行使義務（当該地位を保有しなくなった後、行使義務事由に該当することにより生じる行使義務を含む。）は消滅せず、発行要項7. (6) ②の定めにかかわらず、新株予約権を行使しなければならない。

また、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数（465,000株）は、発行決議日現在の発行済株式総数7,106,900株に対し最大で6.54%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める株価水準を下回った場合に強制行使が発動する設計としており、株価下落局面においても経営陣（取締役（監査等委員を含む）及び執行役員）が経済的負担を伴う形で株主の皆様と価格変動リスクを共有する仕組みとなっております。これにより、株主価値の毀損を回避し企業価値の維持・向上を図ることについて、経営陣（取締役（監査等委員を含む）及び執行役員）の責任意識をより一層高める効果が期待されます。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

Ⅱ. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

ReYuu Japan 株式会社 第4回新株予約権

2. 新株予約権の数

4,650 個（新株予約権 1 個につき 100 株）

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、本新株予約権の行使により交付する株式の総数は当社普通株式465,000株とする。ただし、本新株予約権の目的となる株式数が調整された場合には、調整後の当該株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。

3. 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（監査等委員を除く） 7名 3,400 個

当社監査等委員	1名	150個
当社執行役員	3名	1,100個

4. 新株予約権の申込期日

2026年3月25日

5. 新株予約権の割当日及び払込期日

2026年3月25日

6. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの払込金額は、339円（新株予約権の目的である株式1株当たり3.39円）とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2026年3月9日）の東京証券取引所における当社普通株式の株価の終値326円、権利行使価格326円、ボラティリティ49.79%、権利行使期間（2026年3月25日～2028年3月24日）、リスクフリーレート1.220%、配当率0%、市場リスクプレミアム9.3%、対市場β1.103、クレジット・コスト21.83%、強制行使条件（7.（6）①に規定している条件）等に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と同額であり、特に有利な金額に該当しないと判断したことから決定したものである。

7. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2026年3月9日）の東京証券取引所における当社普通株式の株価の終値である326円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額

を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2026年3月25日から、2028年3月24日までとする。（ただし、2028年3月24日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までとする。）

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、割当日から新株予約権の行使期間中に当社株価の終値が10営業日連続して行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。なお、本新株予約権者は、退職等で取締役または従業員の地位を保有しなくなった場合でも、行使義務（当該地位を保有しなくなった後、行使義務事由に該当することにより生じる行使義務を含む。）は消滅せず、本新株予約権を行使しなければならない。

ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ② 新株予約権者は、自発的に本新株予約権を行使する場合には、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - i) 新株予約権者が拘禁以上の刑に処せられたとき。
 - ii) 新株予約権者が役員を解任され、または従業員を免職若しくは懲戒解雇されたとき。
 - iii) 新株予約権者に法令若しくは当社または当社の子会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
 - iv) 新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- ⑤ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が上記 7 に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式交付または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式交付計画または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 7. (1) に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後に、上記7. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7. (1)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記7. (3)に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記7. (3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記7. (4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記7. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記8. に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
10. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. その他
- (1) 本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 CEO、取締役 COO 及び取締役 CEO 兼 CSO に一任する。

以 上